



税金の優遇制度

住宅・建築物の耐震化は、地震の多い日本において、地震防災対策上、緊急の課題とされています。そのため、今年1月には、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定め、耐震化率を平成27年までに少なくとも9割にすることを目標としました。

その促進を図るため、平成18年度の税制改正において、次の3つの税制度が「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

- ・ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ・ 既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置
- ・ 事業用建築物の耐震改修をした場合の特別償却

なお、固定資産税の減額措置については、下表のとおりですが、詳しくは税務収納課固定資産税家屋担当へお問い合わせください。

問合せ先
税務収納課 固定資産税
家屋担当 ☎66◆1114

項目	内容
対象建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、現行の耐震基準に適合する耐震改修を行ったもの (現行の耐震基準については、市役所建築住宅課でご確認ください。) ・ 耐震改修に要した費用が1戸当たり30万円以上
減額の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年1月1日～平成21年12月31日までに改修が完了した場合 ⇒ 翌年度から3年度分 ・ 平成22年1月1日～平成24年12月31日までに改修が完了した場合 ⇒ 翌年度から2年度分 ・ 平成25年1月1日～平成27年12月31日までに改修が完了した場合 ⇒ 翌年度1年度分
減額される額	1戸当たり床面積120㎡相当分までの固定資産税が2分の1になります。 (120㎡を超える建物を改修した場合は、120㎡までが対象)
手続方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告先 税務収納課固定資産税家屋担当 ・ 申告期限 原則、改修工事完了後3カ月以内 ・ 必要書類 ①申告書 ②現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書
証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所建築住宅課（市の住宅耐震改修費補助を受けている場合） ・ 建築士 ・ 指定確認検査機関 ・ 登録住宅性能評価機関
証明書発行に必要な提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の所在地および建築年月日の確認できる書類（建物登記簿、建築確認済証など） ・ 現行の耐震基準に適合した耐震改修が行われたことが確認できる書類（改修工事の設計書、工事後の耐震診断書など） ・ 申告者が負担した耐震改修工事費用が30万円以上であることが確認できる書類（改修工事費用の領収書など） <p>※市の住宅耐震改修費補助を受けている場合はこれらの書類を省略できます。</p>
証明書発行手数料	市の住宅耐震改修費補助を受け、市役所建築住宅課で発行する場合は無料です。 建築士などの場合は、それぞれにご確認ください。
その他	大規模なりフォーム工事の場合、固定資産評価額の見直しをすることもあります。評価額が上がった分も含めて減額対象となります。